

1 谷口雅史議員

- 1 岩内円山線バス運行廃止について
- 2 所有者不明土地活用について
- 3 義務教育の就学援助について



1 岩内円山線バス運行廃止について

岩内町議会第1回定例会に岩内町議会公明党を代表いたしまして質問をいたします。

岩内円山線バス運行廃止についてであります。

昨年、4月6日開催の建設産業委員会で、北海道中央バス株式会社より平成29年度をもって円山バス路線の廃止の方針の連絡があった旨の報告があり、平成30年3月31日をもって一日4便が運行廃止になります。

岩内町広報平成30年2月号の暮らしガイドで、知らされた訳ですが、町としても円山観光への交通の便として、また、町民の生活の足として重要な生命線とも言えるのではないのでしょうか。

温泉施設・スキー場・ホテル・各所別荘・マリンビューなど一年を通して観光の町として、なくてはならない大事な観光の拠点にもなっております。

また、去年はスキーリゾートも新規オープンしたところでもあります。

これから開発に力を入れていこうという時に後退はできません。

町としても、バス運行赤字の助成を長年してきたところではありますが、運行先からの運行廃止の声を聴かないわけにもいきません。

今後は、これに代わる対応として、循環バスノッタラインの路線変更やノッタラインの新たな停留所の設置、便数の増加等の検討も必要かと思えます。

そこでお伺いいたします。

円山線廃止について今後の対応を含め町長のお考えは。

【答 弁】
町 長：

岩内円山線につきましては、運行が開始された昭和53年当初は、温泉宿泊施設やスキー場などの整備が進められ、一定の乗車需要がありましたが、その後は、利用人員の減少に伴い、しだいに運行収支が悪化した結果、昭和62年より毎年度、バス事業者からの要請に応じ、運行赤字の一部を助成してきたところであります。

町といたしましては、円山周辺エリアは重要な観光拠点であり、当該バス路線を維持していくことで、観光客に対する二次交通が確保され、利便性が図られるものとして、また、町内における町民の交通手段としても利用されていることを踏まえ、支援を継続してまいりましたが、近年は、路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であり、加えて、乗務員や車両の確保などの問題もあり、民間事業者として路線の存続は困難であると判断したところであります。

路線廃止に伴う今後の対応につきましては、観光振興の観点では、今後、円山エリアにおけるリゾート開発により、外国人旅行者の増加も期待される中で、路線バスに変わる、新たな交通形成の検討も必要であると認識しており、円山周辺の温泉施設をはじめ、イワナイリゾート、観光協会などと、意見・要望を共有する連携会議を設置するなど、対応してまいりたいと考えております。

また、ノッタラインの運行ルートを決める際、岩内円山線の一部区間、相生から野東団地までを外した経緯があるため、これらの地域につきましては、今後、住民ニーズを分析し、ルート見直しを含め、別途、岩内町地域公共交通活性化協議会にて、検討してまいりたいと考えております。

2 所有者不明土地活用について

今、全国的に所有者不明土地問題が話題になっております。

土地の権利関係を示す不動産登記簿には、所有者の氏名や住所が登記されているにもかかわらず、土地の所有者が不明になるのか、その訳は、所有者が死亡した後、新たな所有者が相続登記の手続きを行うが、相続登記には法的な義務がないため、登記簿が更新されないことも多く、登記を行うのかどうか、いつ行うのかは個人の自由に任されているようです。

そうすると現在の所有者の特定が難しくなるとも言われているようです。

そこで国は、国家的課題として所有者不明の土地問題で国土交通省が有効活用に向けた制度を創設する方針を明らかにしました。

通常国会に新法案を提出し、2019年度からの施行を目指すと報道がありました。

新法案の柱は所有者不明の空き地に5年以上の期間で設定する利用権。

市町村や民間業者、NPOなどが農産物直売所など公益性のある事業に使えるようにする内容です。

あわせて、国や地方自治体が土地取得のために行う調査手続きの簡素化や所有者が見つからなかった場合、都道府県知事の判断で公有化を決定できる旨も盛り込まれるようであります。

2011年の東北、いや、すみません、東日本大震災後、復興事業のための用地取得が所有者不明の土地のため遅れ、混乱を招いたともいわれております。

空き家対策から今度は、空き土地問題になります。

そこでお伺いたします。

このような相続の手続き等をしない所有者不明の土地活用についての町長の御所見は。

【答 弁】
町 長：

所有者不明土地とは、相続登記が適切に行われていないなどの理由から、所有者が直ちに判明しなかったり、分かっているにもかかわらず連絡が付かなかったりする土地と定義されております。

この所有者不明土地の面積は、有識者で構成された民間研究会によると2016年時点では約410万ヘクタールに上ると推計されており、九州の土地面積368万ヘクタールよりも多い状況であると報告されております。

また、2040年には約780万ヘクタールに達すると将来推計しており、その経済的損失は累計で約6兆円と報告されております。

このことから、所有者不明土地の問題は、人口減少や超高齢化社会に起因して過疎化が進む地方のみならず、大都市においても今後ますます増加するものと考えており、国土の有効利用の観点からも国が中心となり積極的に取り組むべき課題であると考えております。

こうした中、これまでの土地に対する現行制度としては、公共事業での土地収用に適用する土地収用法における不明裁決制度や民法における不在者財産管理制度、相続財産管理制度などがありますが、いずれの制度も所有者不明の土地が対象となった場合は、その手続きに時間・労力・費用が多大にかかることになり、結果的に公共事業の中止・中断や地域コミュニティのための広場、急傾斜地の災害工事事業地の変更など円滑な公共事業等の実施を阻害するなどの問題が生じているものと考えております。

こうしたことから、町といたしましては、今後整備される法律がその柱として掲げている、所有者不明の空き地に5年以上の利用権を設定し、公園や農産物の直売所など公益性のある事業目的に使用できるようにするほか、公共事業を円滑に行うため、国や自治体が土地を取得する際の手続きを簡素化すること、所有者が見つからなかった場合は、都道府県知事の判断で公有化を決定するなど、所有者不明土地の問題・課題を十分踏まえた内容となり、土地所有者、行政双方の時間・労力・費用を軽減できることで、この所有者不明土地の問題解決に効果的に作用するものと期待しております。

いずれにいたしましても、空き地対策は今後のまちづくりにとって大変重要な問題であると認識しており、今後、国において整備される関連法及び新制度を注視してまいります。

3 義務教育の就学援助について

経済的に苦しい世帯に対し、義務教育にかかる費用負担を軽減する就学援助について、今春から入学前支給に踏み切る自治体が大幅に増えてきております。

入学前支給が実施されれば、入学準備に必要なランドセル代などの費用に充てられるようになり、対象世帯にとっては一時的な出費を抑えることができます。

これまでは、小学校入学前の支給は国の補助費を受けられず、自治体負担で実施しなければならなかったが、公明党の提案で国の補助金交付要綱が改正され、本年度から補助の対象に加わりました。

これを受け、入学前の支給を予定する市区町村は前年の89団体から711団体へと約8倍に急増したと報道がありました。

しかし、実施率で見れば40.6%にとどまり、約6割の市区町村では入学前支給が実施されない見通しのようです。

もう一段の普及を進めるべきと思います。

すでに入学前支給を実施している自治体では、入学前の健康診断の際に案内チラシを配布するなどして、対象世帯を事前に把握する工夫をしているところもあります。

就学援助の対象は、生活保護を受ける要保護世帯とそれに準ずる準要保護世帯ですが、国の補助は要保護世帯のみが対象になり、このため、準要保護世帯分の予算は自治体が用意する必要があります。

そこでお伺いいたします。

1. 本町においても要保護世帯への入学前支給が実施されますか。
2. 準要保護世帯への支給実施予定はありますか。
3. 準要保護世帯の対象世帯は何件ありますか。
4. 実施するとすれば予算額は。

【答 弁】

教育長：

義務教育の就学援助について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、本町においても要保護世帯への入学前支給が実施されますかについてであります。

要保護に対する入学準備に係る扶助費の入学準備金は、本町から支給されるものではなく、2月に支給される3月分の生活保護費の中に含まれ、支給されていると聞いております。

2項めは、準要保護世帯への支給実施予定はありますかについてであります。

入学準備金の入学前支給につきましては、平成28年度より、支給に向けて、問題点について整理を進め、検討をしてきたところでありますが、入学前に支給することが対象世帯にとって望ましいこと、本扶助費については、支給の時期により町の負担に変わりがないことから、平成29年度の当初予算において、平成30年度小中学校入学者への入学前支給について、計上しているところであります。

こうしたことから現在、3月中の支給に向けて、事務を取り進めているところであります。

3項めは、準要保護世帯の対象世帯は何件ありますかについてであります。

準要保護世帯であって、平成29年度中に入学準備金の入学前支給に関する要件を満たしている件数につきましては、小学校では16世帯、中学校では15世帯となっております。

4項めは、実施するとすれば予算額はについてであります。

入学準備金の入学前支給にかかる予算額につきましては、平成29年度予算では、小学校で101万5千円、中学校で71万1千円となっております。